

第5回幸手市水道事業審議会 会議録

- 開催日時 令和7年8月12日（火）午後1時30分～午後3時00分
- 会場 水道部会議室
- 会議内容 公開
- 幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠	備考
公募	楯 万里子	1号委員	出席	
公募	新島 伸枝	1号委員	出席	
公募	福島 朱実	1号委員	出席	
埼玉県企業局水道企画課副課長	小川 敏	2号委員	出席	
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笹原 俊一	2号委員	出席	副会長
埼玉県行田浄水場場長	代田 義治	2号委員	出席	
幸手市区長会会長	出井 保信	3号委員	出席	
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤 美行	3号委員	出席	
幸手市商工会会長	梨本 松男	3号委員	出席	会長
幸手市商工会工業部会	無量小路 俊宏	3号委員	出席	
幸手市連合婦人会会長	森泉 美江子	3号委員	出席	
税理士	松澤 美貴子	4号委員	出席	

（各号委員のアイウエオ順）

- 1号委員：公募
- 2号委員：知識経験を有する者
- 3号委員：水道使用者
- 4号委員：市長が特に必要と認める者

令和7年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	山下 正行
水道部 水道管理課 課長	神田 敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	折原 裕幸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野 祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取 美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫 亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊 祐二

- 傍聴人 1人
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (17) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（素案）について
 - (18) 水道料金の改定案の決定について
 - (19) 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申案）
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 会議資料
 - ・次第
 - ・資料1 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（素案）
 - ・資料2 水道料金の改定案の決定について
 - ・資料3 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申案）

1 開会	
事務局 (神田)	第5回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。 本審議会の運営方法について、次のとおりお詫びを申し上げます。
事務局 (神田)	前回の審議会において、会長の方から質問は2回までといった説明がありました。これは第1回の審議会が開催される際に、事務局から会長をはじめ、委員の皆様へ審議会の運営方法の説明がなされないまま会議に入ってしまったことが、主な要因となっていると考えております。しかし、委員の皆様の幅広い意見を聞くことが重要であると考えておりますので、今後におきましては、発言回数に関わらず、活発なご意見をいただくようお願い申し上げます。この件につきましては、会長にも説明し、共通の認識を持って進めてまいります。なお、質問の内容によっては、すぐにお答えできないこともございますが、その際はご了承いただければと思います。会長から一言、お願いいたします。
会長	事務局からのご説明があったとおりでございます。今回第5回目の審議会になりますが、皆様の忌憚のないご意見をお待ちしております。よろしくお願いいたします。
事務局 (神田)	委員12名のうち12名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。 幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。

2 会長あいさつ	
会長	改めまして本日はお忙しい中、お足元の悪い中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。非常に暑い日が続いております。先週ぐらいまでは水不足かなと思っていたのは私だけではないと思いますが、急に変わりまして、予想もできない豪雨が特に西の方で発生している状況でございます。本当に心配な状況でございますが、皆様もそれぞれお近くのお知り合いの方もおいでになると思いますが、温かく見守っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。また、前回5月19日の審議会では、水道ビジョン、経営戦略の原案をお示しして、水道料金の改定案についてご審議をいただきました。本日は水道ビジョン、経営戦略の素案、そして水道料金の改定案の決定、水道ビジョン等の改定についての答申案をお示しするところでございます。委員の皆様の忌憚のないご意見を期待しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

配布資料確認	
事務局 (神田)	配布資料確認を行う。

3 議題	
事務局 (神田)	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を会長にお願いする。
会長	それでは審議会条例に基づき、議事の進行を務めさせていただきます。 本日の出席者数は12人です。 定足数に達しておりますので、会議を始めたいと思います。 はじめに、会議規則に基づき、会議録署名委員の指名をさせていただきます。名簿順序に従いまして順番で指名させていただきます。無量小路委員と森泉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、次第3の議題「(17) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（素案）について」、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 (神田) (羽取) (富樫) (折原) (菅野) (渡邊)	議題(17) 第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)(素案)について説明する。
質疑応答	
会長	それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問あるいはご意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。議題が複数頁ございますので頁数、あるいは箇所をお伝えしたうえで質問をお願いしたいと思います。
笹原委員	私の方から2点ほど、少し細かいですが、気になった点を質問させていただきます。15頁、先程説明がありましたが、PFOS、PFOA、これが次の4月から水質基準に追加されるということで、基準に沿った内容で水質検査を実施しますとありますが、実際に新たに追加されたことによって、新しい水質の機械を購入したり、あるいは委託費が増加するとか、多分いろいろな影響もあるのかなということが気になったのでその点、お伺いできればと思います。 2点目は33頁の浄水処理水質監視体制の中で除鉄・除マンガン処理というのがありますが、実際に幸手市の鉄やマンガンはどれぐらい出ている、どれぐらい問題になっているのかお伺いしたいなと思います。今、栃木県ではこれが結構問題になっているということで、日本水道協会にも要望いただいているところで、これは地下水を主に取るところで鉄とかマンガンが問題になるのですが、幸手市も一部地下水を使われているということで、鉄・マンガンの状況を教えていただければと思います。
事務局 (菅野)	まずは15頁からお答えします。先程申し上げたとおり、令和8年4月から基準が見直され、単純に検査する項目が増えます。現在は我々が直接水質検査をしているのではなく、専門の検査協会の方に業務委託をお願いしていますが、その中で料金の値上げ幅というのは1回あたり数万円程度というのは7月中に確認しております。ただ、実際のところ正式な形でご回答いただいたわけではないので、あくまでも暫定ということをご承知おください。実際、水質基準項目に上がるとなると、当市の従来の形だと井戸の方でも年1回水質検査を行いますが、そこでPFOS、PFOAの検査を行う予定でいますので、金額は全体で数百万円の増になるだろうという見通しではあります。続きまして、33頁の除鉄・除マンガンの関係ですが、まず言えるのは、当市において、鉄・マンガンが過剰に出たという実績はないとお答えできます。直近では、令和5年のマンガンの基準が0.05mg/L以下ということで、第1浄水場の1号水源、場内に井戸を持っているのですが、その0.05の基準に対して結果は0.05未満、要は下限値以下という結果が出ています。具体的な数字はこれしかご用意がありませんが、現状としては大丈夫というところです。
楯委員	先程のPFOSの検査のところで検査の料金が数万円増の暫定値ということでしたが、井戸水と浄水場の水は別々に検査をするということですか、それとも混ぜた状態のときに検査をするということですか。
事務局 (菅野)	別々です。各井戸と浄水場の出口で検査しますので、混ぜては検査をしていません。
楯委員	水道ビジョン(経営戦略)の素案の内容とは別なのですが、水道ビジョン(経営戦略)の最後の頁のところに、市民からの問い合わせ等をするために水道管理課の連絡先とメールアドレスを明記した方がよいと思うのですが、会長、そのところはどうですか。
会長	審議の内容とは若干違うかなと思うのですが、事務局お願いします。
事務局 (神田)	楯委員の言われることも理解できますので、最終頁にこの水道ビジョンを発行した部署、電話番号、またメールアドレス等の情報を載せることは可能ですので載せる形で作成していきたいと考えています。

楯委員	決定したら、その最後の頁に載せるということによろしいでしょうか。
事務局 (神田)	今回、素案として決定していただき、パブリックコメント等の過程を踏まなくてはなりません。最終的に第6回の審議会が11月に予定されておりますので、その際には今言われたことを反映したものをご提示させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
採決 会長	「(17) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（素案）について」、内容に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成（委員11名が賛成）ということで、従いまして、幸手市水道事業審議会条例第6条3項の規定により素案として決定いたします。 今後について、事務局からの予定をお願いいたします。
事務局 (神田)	先程、楯委員から言われたことの続きになってしまいますが、改めて皆様に今後のスケジュールについて若干説明をさせていただければと思います。今回ここで素案という形で決定をいただいたところであります。この後ですが、8月25日に幸手市議会が開催される予定です。この素案について幸手市議会の方に報告をさせていただきたいと思います。その報告をさせていただくとともに9月の広報誌にパブリックコメントの実施というものを掲載をさせていただいた上で、9月10日から10月9日まで1ヶ月間、パブリックコメントを実施したいと考えています。従いまして、これらで出た意見をまたこのビジョンに反映させて、11月の最後の審議会にご提示して素案を案にさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

休 憩

会長	次の議題に進まさせていただきます。(18) 水道料金の改定案の決定についてでございます。それでは事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (神田)	(18) 水道料金の改定案の決定について説明する。
質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何かご質問、あるいはご意見等がありましたら挙手をお願いいたしますが、いかがでしょうか。
楯委員	この①、②、③の案の中からどれがいいか選ぶということによろしいですか。
事務局 (神田)	ここから選んでいただくというのが大前提ですが、選んでいただいたものを審議会から市長に答申をする答申書に反映させることになります。したがって、一つの案を選んでいただくというのはそのとおりです。
楯委員	①、②、③の中で資産維持率や改定率を示されましたが、①、②、③それぞれの改定をしたら、耐震化率が何%向上するとか、管路更新率が何%改善するとか、改定率の違いによる業務の進捗がわかるような具体的な指標があると私は選びやすいと思うのですが、会長、どう思いますか。前回もそのようなこととお話された方がいらっしゃったと思うのですが、私もそうかなと思ひまして質問したのですが。5年後、10年後にどういうふうになるのかなと思ひまして。その方がわかりやすいと思うのですが、そういった数値は教えていただけるのでしょうか。
事務局 (神田)	言われていることはそのとおりだと思います。今現在、そのような資料というものは作成できておりません。お示しするものがないのですが、一つ言えるのは今回日本水道協会の方で策定している算定要領ですと3%が標準で、それを標準として資産維持費を組み込んでくださいという話になるのですが、それが1.3、1.5、1.7のどれにしても、標準の3%を下回っているということです。更新費用あるいは布設替費用に回せる金額というのは若干少なくなってくるのかなと考えております。ただ、10年間の投資計画を定めさせていただきましたが、この投資計画は何度か私の方で申し上げましたとおり、積み上げ方式で、どの工事を何年度にすると具体的に記載をさせていただいておりますので、このとおりに行っていけるのであれば、施設の改修、あるいは配水管の更新についてもその率は上がっていくと考えています。

楯委員	今、日本全体的な傾向で、水道料金を上げるのは耐震化率とか更新、また管路の更新、老朽管の更新や管路の耐震化率が重要視されてると思うのですが、そここのところで5年後、10年後、10年先まで補填財源が8.8億円、11億円と前回も説明いただきましたが、そここの中の大まかなところで、管路の更新等を進めていくのにいくらかかるのかなってということがわかりますと、私はこの3案の中でどれがいいのかという選ぶ判断ができると思うのですが、皆さんはどう思いますでしょうか。
会長	先程言ったようにこの三つの案の中から、今日は一つ選んでいただきたいというのが今日の議題でございます。今の楯さんのお話ですと、さらに資料があるとわかりやすいというお話でございますが、それについて皆さんの意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。
笹原委員	実際に改定案が3つありますが、資産維持率の幅がわずかというところに1.3、1.5、1.7というのはあるのですが、これを基に大まかな将来の更新のものを出すというのは不可能ではないと思いますが、それ以外の要素もありますので、1.5にするから更新率は何%というのは参考までに出すことはできるかもしれませんが、そこは難しいのかなと思います。むしろ前回出していただいた他の指標、例えば補填財源の残高などを今回の資料にもつけていただいた方がわかりやすかったなと思うのですが。前回の経常収支の見通しですとか、こちらを参考にしながらという方が現実的かなと思います。ただ、料金改定案とビジョンが一体となっておりますので、このいずれの資産維持率を取るにしても計画的に更新を進めていく、そういったことを明記していただければいいかなと思います。
代田委員	ビジョンの79頁にありますように今後2%前後で物価上昇が見込まれているということ、ここで大きく改定しても、またさらに値上げという料金改定が多分出てくると思います。それに対して今回はある程度低い数値を抑えて、次も様子見て上げましょうというのが多分今後の動きだと思います。だからここであまり上げすぎても、イメージが悪いのかなというのが私はあります。それと耐震化率ですが、やはり物価上昇で工事費も上がりますので、どんどんこれから同じ金額だったらできることが少なくなってくるので、耐震化率はそんなに上がらないと思います。また埼玉県の方でも、料金改定を4年ごとに見直しはするのですが、なので次は令和11年です。そのときにまた上がるかもしれないので、それを見て幸手市も料金改定をするかしらないかという判断ができると思います。よって、この物価上昇を考えるとまた次も料金改定があるかなと私は思ってます。
小川委員	今、楯委員の方からおっしゃっていただいたところとも関わってきますが、ビジョンの78頁で、第1浄水場と第2浄水場ともに、耐震化を実施していくという計画になっていると思います。楯委員のご指摘のとおり、浄水施設の耐震化はやはり大規模なお金がかかる場所もありますので、その投資した結果が将来的に減価償却費という形で総括原価の中に入ってきて、料金に反映するということになりますので、将来的には資産維持費を何%にするにしても料金の上昇に繋がってくると思われます。別の論点になってしましますが、県内の他市町村の中では、自分の団体で持っている井戸や浄水場の更新費用が非常に高くなるので、更新は行わずに県からの供給の水道を100%使うというところに切り替えることを検討している団体もあります。先程、代田委員がおっしゃられたとおり、幸手市民の方の立場からすると、できるだけ安い料金で安心な水を利用することができるということが何よりかなと思います。そのいくつかの団体が考えてるのは、多額の費用がかかる浄水場の更新よりも県水100%にした方が安上がりではないかということかだと思います。なので、一つはその資産維持費を何%にするかということのも大事かなとは思いますが、当然送水管、配水管の耐震化は進めなくてははいけないのですが、一方でビジョンの64頁にもありますとおり、投資削減の検討ということもあり、料金は抑えつつ、将来の投資をどう削減していくかを考えていくというのはどうかなということで私の意見として申し上げたいところです。ただ、一方で同じくこのビジョンの中には災害に強く、いつまでも安心できる水道ということで掲げられてますので、県水100%にするとここのところと相反する部分が出てくる可能性もあります。将来的にもう少し施設規模をどうするかとか、いろいろなところを検討していかなくてははいけないという中では一つは今回は維持管理費がどうしても上がっているのだから上げざるを得ないというところがあるので、将来的にもう少し投資をする・しないという判断については今私が申し上げた県水をもう少し増やすとか、あるいは浄水場を更新するかどうかというのはもう少し時間をかけてリスクとメリットを慎重に検討していった方がいいのではないかなというところで、その結果としてこの3案の中でどうするのかと言えば、一番安いところに抑えて、とりあえずは検討を進めるというのも一つの案かなと考えております。

採決方法の決定	
会長	意見がないようですので、本議題につきましては、三つの案のうち、一つを決定していきたいと考えております。なお、決定にあたっては、幸手市水道事業審議会条例第6条第3項で規定する過半数、私（会長）以外の11名中6名の賛成を満たすことが必要です。ここで、決定するにあたり幸手市水道事業審議会規則第10条の規定により、採決の方法について決定していただきたい事項がありますので事務局から説明をお願いします。
事務局 （神田）	採決の決定方法について説明する。
会長	ただいまの事務局からの説明につきまして採決の決定方法でございます。こちらの方法でよろしいかどうか賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。 賛成（委員11名が賛成）ということで、採決の方法を決定します。
採決	
会長	改定案①について賛成の方は挙手をお願いします。続きまして、改定案②について賛成の方は挙手をお願いします。それでは改定案③について賛成の方は挙手をお願いします。 改定案①について賛成の方は6名、改定案②について賛成の方は2名、改定案③について賛成の方は2名となりました。挙手の結果、改定案①が過半数の賛成を満たしております。従いまして「議題（18）水道料金の改定案の決定について」につきましては、改定案①を答申案に反映させる水道料金といたします。

会長	それでは続きまして、(19) 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申案）事務局から説明をお願いいたします。
事務局 （羽取）	(19) 幸手市水道ビジョン等の改定について（答申案）説明する。
質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何かご質問、あるいはご意見等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
楯委員	3頁の(3)、土地の地権者への返却に伴う井戸の減少とありますが、この水道ビジョン（経営戦略）の中で、この地権者への返却に伴う井戸の減少の本数はどのぐらいを予定しているのでしょうか。
事務局 （菅野）	減少の予定は現状ではありません。ただ、毎年度契約しておりますので、急に来年度、返却をお願いされる可能性もありますが、確定して減少する井戸というのはございません。借りている本数は残り3本ございます。
楯委員	3本を返却するというのはまだ決まっていないのですか。
事務局 （菅野）	おっしゃるとおりです。
代田委員	3頁の(5)、水道料金の算定料金が終了する令和12年度末までに水道料金について検討するとありますが、この年度末までに検討では少し遅い気がするのですが、ここの表記を考えた方がよいと思うのですが。
事務局 （神田）	文言的に12年度までに検討を始めると13年度に入ってしまうことを危惧されていると思うのですが、意味合いとしては12年度までに13年度以降の料金を決定していかなくはならないという趣旨で書かせていただきましたが、そこについてはしっかり明記できるようにし、次回お示しするときにそこを訂正をさせていただければと思います。
笹原委員	1頁の2段落目、幸手市の水道事業においては人口減少やミネラルウォーターの普及等により、水需要の減少が予測されているとあるのですが、ミネラルウォーターの普及と水需要の減少は実はまだ因果関係が明確ではないところがあって、むしろ節水機器と書いた方がよいと思います。実際に水道で口にする部分よりも圧倒的にトイレを流したり、お風呂に使ったりする方が多いので、節水機器と書いておけば誤解がないと思います。

事務局 (神田)	笹原委員のご提案でございますが、私の方も節水機器にするかミネラルウォーターにするかということで迷った経過がありますので、現状で因果関係がしっかりしていないとのことなので、節水機器に修正させていただければと思います。これにつきましても次回の皆様へのご提示のときには修正してご提示できるようにしたいと思います。
会長	今意見が無くても次回までに検討していただくという点もあるのでしょうか、それだけ説明をお願いします。
事務局 (神田)	この案につきましては今日皆様にご提示したので、ご自宅にお持ちになっていただいで、ここはこうした方がいいのではないかなというものがあれば、それについては修正をさせていただきます。次回皆様にお時間をいただいてその場で修正をさせていただき、全て作り変えたものをまた皆様に再提示をして決定をしていくという流れでやりたいと思っています。

4 その他	
事務局 (羽取)	会議録の署名、ホームページへの掲載、今後のスケジュール等について事務局からご説明いたします。 初めに会議録の署名とホームページへの掲載についてでございます。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、各会の審議終了後に事務局が作成しました議事録（案）を委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いします。議事録（案）の作成ができましたら、署名をいただく委員の方にご連絡いたしますのでお時間をいただければと存じます。また、使用した資料と会議録はホームページに掲載させていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。 第6回審議会につきましては、令和7年11月10日（月）午後1時30分に本日と同じこちらの会場で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。開催通知につきましては、開催日の2週間程度前に改めて郵送させていただきます。御都合により欠席される場合は、お手数ですが、あらかじめ事務局まで御一報をお願いできたらと存じますのでご協力をお願いします。
事務局 (神田)	全体を通して、何かご質問等がございましたら、お願いします。
代田委員	今回だけではなくて今までの議事録をホームページに載せているということですが、この閲覧はどのくらいなのか。
事務局 (神田)	特段、閲覧期間は明記しておりません。次回も水道料金の改定等もあり、やはり過程がわからないといけないと思いますので相当の年数は掲載しないといけないかなと考えています。
代田委員	閲覧件数はどうなのでしょう。
事務局 (神田)	失礼しました。閲覧件数というのは把握しておりませんので、すみませんでした。
代田委員	どのくらい興味がある人がいるかなと思いました。
事務局 (神田)	それについては次回に数字の方を把握しまして、ご報告申し上げます。
出井委員	今回の水道事業審議会とは直接関係ないのですが、先週行田市の下水道の工事で4名硫化水素で亡くなりましたよね。国が非常に重要視して通達を末に出すと聞いたのですが、市の方にも何か来ているのでしょうか。
事務局 (山下)	行田の方の事故につきましては、下水道でございますが、県の方から口径2m以上のものについては調査しなさいという指示が来ています。幸手市は一番大きくても1.5mですので、その対象になってございませんので、通知は来ていますが対象外ということでご理解いただければと思います。

5 閉会	
事務局 (神田)	次回の審議会でございますが、パブリックコメントを反映させた水道ビジョン（経営戦略）の素案を案にすること、答申書の決定についてご審議していただく予定でございます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これもちまして第5回幸手市水道事業審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

令和7年9月10日

審議会会長

梨 本 松 男

審議会委員

無量小路 俊宏

審議会委員

森 泉 美江子